

発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について
(環境影響評価の現況調査等の前倒し実施について)

30 保電安第 67 号
環政評発第 1903291 号
平成 31 年 3 月 29 日

経済産業省産業保安グループ電力安全課
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
環境省大臣官房環境影響評価課

風力発電設備等の導入には、地元との調整や、環境影響評価、立地のための各種規制・制約への対応が必要となり、導入に時間がかかることが課題となっています。環境影響評価については、平成 24 年から審査期間と調査期間の短縮に資する取組を実施しており、これらの取組を通じ、環境アセスメントの期間半減の手法を一般化することについて、規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等にも位置付けられました。

これらを踏まえ、経産省が所管する国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、平成 26 年度から平成 29 年度まで、風力・地熱発電について前倒環境調査の適用による環境影響評価の手続期間の短縮化を図る実証事業を実施し、その成果を「環境アセスメント迅速化手法のガイドー前倒環境調査の方法論を中心にー（平成 30 年 3 月、NEDO）」として取りまとめ、公表しました。

実証事業の成果から、方法書手続の完了前から必要な現況調査等を実施する前倒環境調査により、前倒環境調査の結果を環境影響評価手続の早期段階から活用することで、環境影響評価の質を落とすことなく適切に手続を進めることができるとともに、手続期間の短縮化が図られることが示されました。

今般、この考え方を 3～4 年程度かかるとされる環境影響評価期間の半減に資する手法として「発電所に係る環境影響評価の手引（平成 31 年 3 月 29 日、経済産業省産業保安グループ電力安全課）」に記載し、一般化しました。「環境アセスメント迅速化手法のガイド」等に記載している事項にも留意しつつ、環境保全と両立した事業の円滑な実施に万全を期すようお願い申し上げます。

○発電所に係る環境影響評価の手引

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki.html

＜参考 1：発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について（技術的助言）＞（平成 24 年 11 月 30 日 環政評発第 121130301 号）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/shiryoku-1/gijyututeki_jyogenn.pdf

＜参考 2：規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）＞

風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4 年程度かかるとされる手続を 1.5～2 年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における具体的な迅速化の成果について、平成 28 年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。

＜参考 3：再生可能エネルギー導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン（平成 29 年 4 月 11 日 再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議）＞

（略）事業者が発電所の環境アセスメントを実施する際に参考に行っている「発電所の設置に係る環境影響評価の手引」等に前倒手法を反映し、3～4 年程度かかるとされる環境アセスメントの期間を半減させる手法の一般化を図る。

＜参考 4：エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日閣議決定）＞

地域との共生を図りつつ、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるように、環境アセスメントの迅速化や、規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も踏まえた必要な対策の検討等の必要に応じた取組を引き続き進める。